

# 今考えるべき、「KYC」とは

---

2020/11/20

一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)

プライバシーマーク推進センター 紅谷 昭光

# 自己紹介

**紅谷 昭光 (べにや あきみつ)**

**一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)  
プライバシーマーク推進センター**

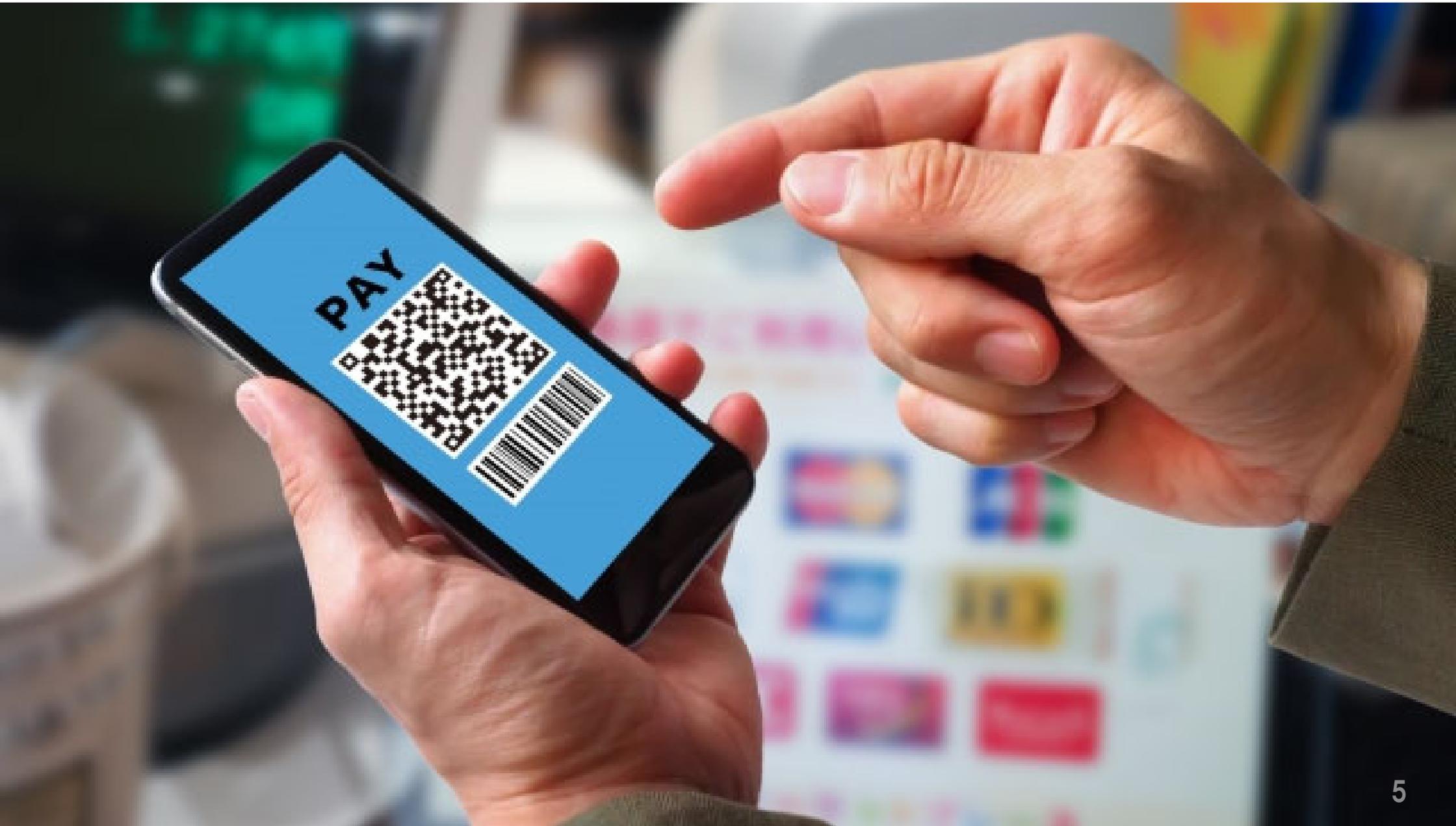
- ◆ 2017年4月からJCAN証明書活用推進事業等に従事
- ◆ 2019年1月からOpen ID ファウンデーション・ジャパン  
KYCワーキンググループに参画
- ◆ 2019年10月からプライバシーマーク制度の  
各種基準策定や事故対応業務等を担当

**本セッションでは、  
あらゆる場面でオンライン化が進む中で、  
サービス提供者及び利用者が  
留意すべき点等をお伝えいたします。**



みなさんの生活（ビジネス）は、  
今どう**変化**していますか？





# SHOPPING SITE



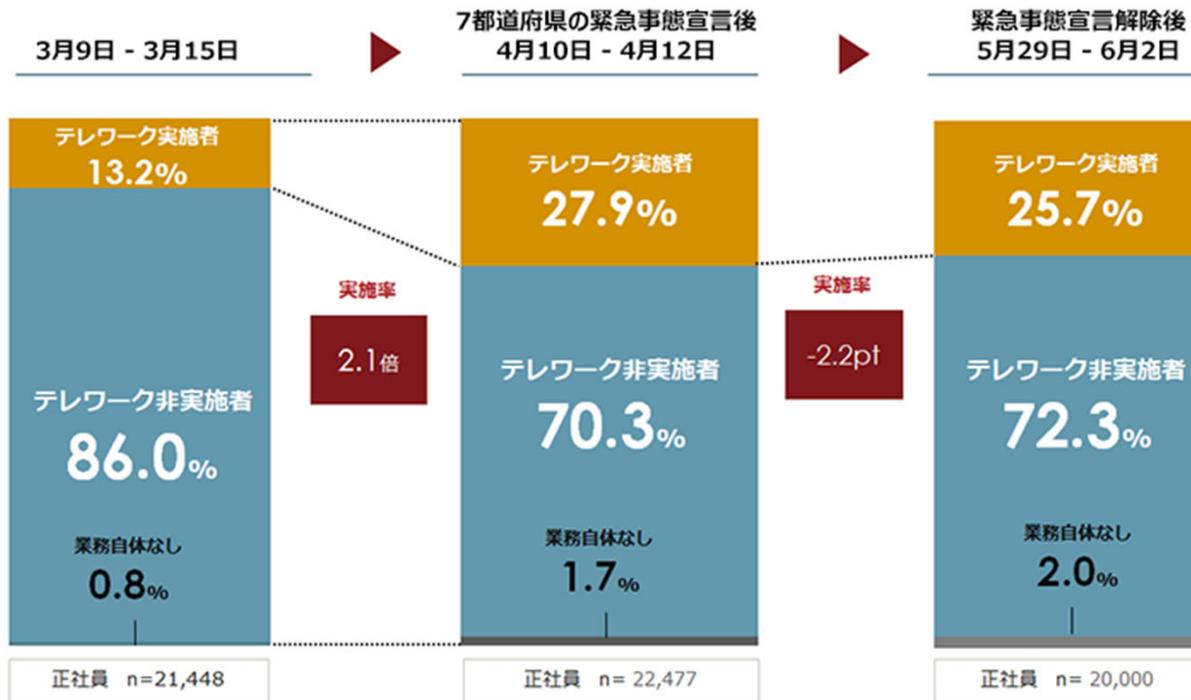
¥3,980(税込) ※送料無料!!

個数

 カートに進

 すぐに購入

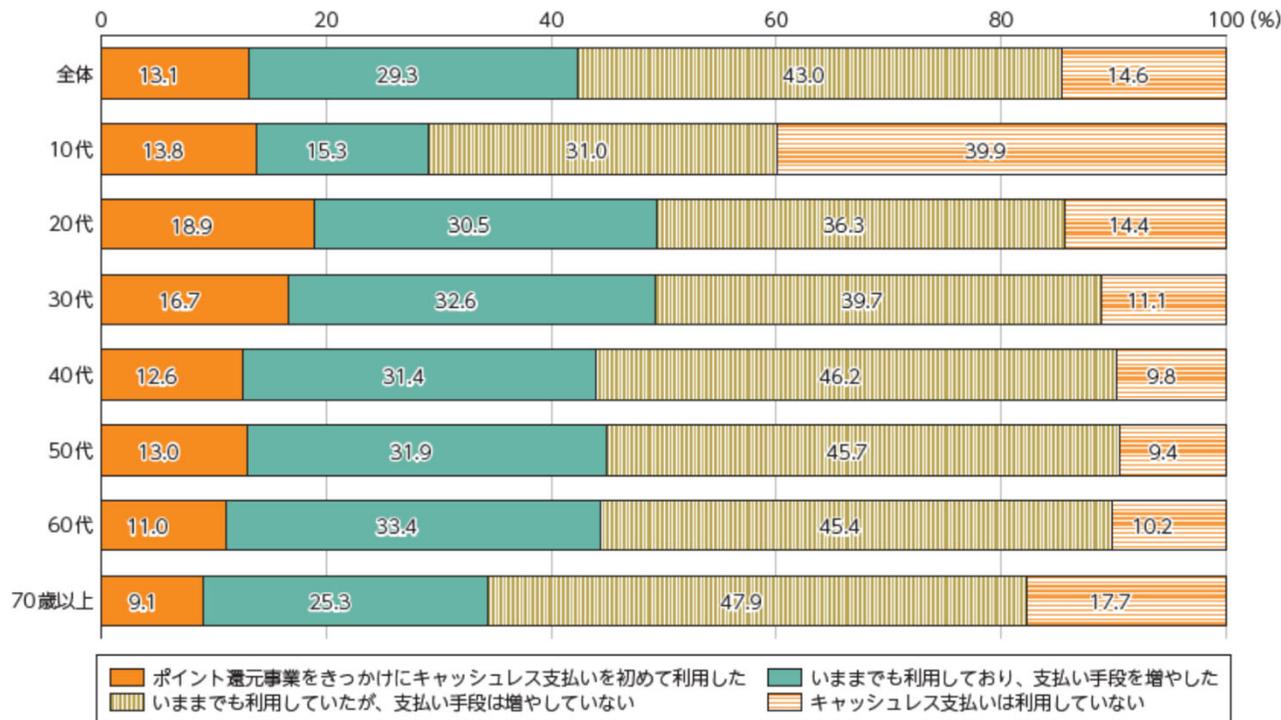
# テレワーク実施率



- ✓ 7都道府県への緊急事態宣言(2020年4月7日発令)後のテレワーク実態について、4月10日から12日までに全国の2.5万人に対して実施した調査では、テレワーク実施率は **全国平均で27.9%と、1ヶ月前と比較して2倍以上に増加している。**

出典:「第三回・新型コロナウイルス対策によるテレワークへの影響に関する緊急調査」(パーソル総合研究所)  
「令和2年版情報通信白書」(総務省)

# 支払手段の変化(年代別)



調査時期:2019年11月15日(金)~2019年12月2日(月)

出典:「キャッシュレス調査」(一般社団法人キャッシュレス推進協議会)  
「令和2年版情報通信白書」(総務省)

- ✓ 2019年10月の消費増税に伴ってキャッシュレス決済へのポイント還元も行われたことで増加傾向にある。
- ✓ ポイント還元事業をきっかけにキャッシュレスを始めた又は支払手段を増やした人は4割以上となっており、利用頻度についても特にQRコード/バーコード決済の利用が、ポイント還元事業開始前と比較して増加している。



こうしたオンラインサービスの普及が  
進む**要因**は何か？

新

これらはきっかけであり、

東京オリンピック・

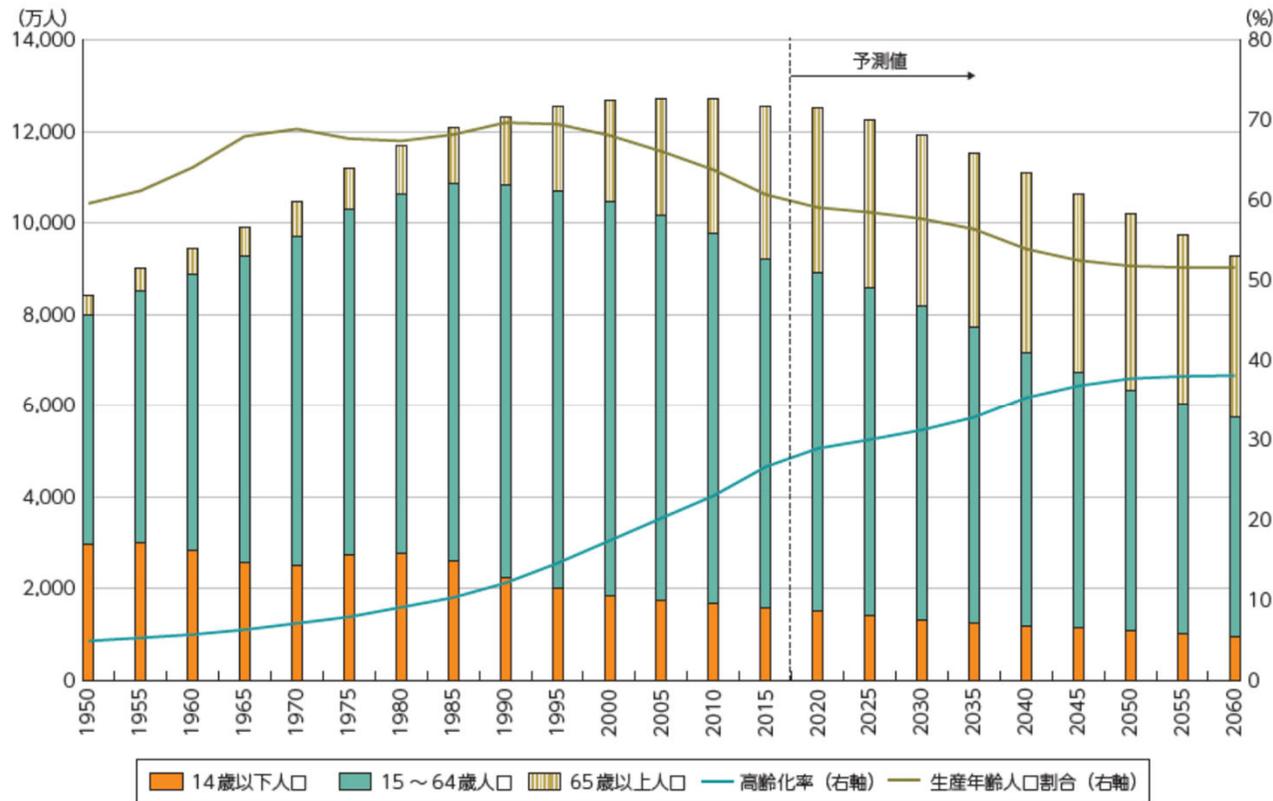
オンライン化が進む要因は、

人口減少・少子高齢化に伴う生産性向上が、

オリンピック選考結果

日本全体の共通課題であること

# 少子高齢化の推移と将来推計



- ✓ 生産年齢(15～65歳)人口は1995年をピークに減少に転じており、**生産年齢人口割合は2020年には59.1%であるが、2055年には51.6%にまで減少すると見込まれている。**
  
- ✓ 国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によれば、**総人口も2055年には、1億人を下回る**ことが予想されている。

出典:「令和2年版情報通信白書」(総務省)

A group of five business professionals (three women and two men) are walking in a modern office setting. They are dressed in business attire. The background shows a large window with a view of a city skyline at dusk or dawn. The lighting is warm and golden. The text is overlaid on the image.

今後、より一層のオンラインサービスの  
**普及**が予想される



今後、オンラインサービスの普及に  
**必要なこと**とは何か？

## ① セキュリティ対策

- ✓ 「SSL/TLS」による暗号化通信を行う
- ✓ OS、ソフトウェアを最新状態に保つ など

## ② 本人確認(=KYC)

- ✓ ユーザ本人の存在性の確認する(身元確認)
- ✓ ユーザの行為を確認する(本人認証)

# 定義

**KYC = Know Your Customer**

**KYC = 本人確認**

**本人確認 = 身元確認 + 当人認証**

**eKYC = オンライン上で行う本人確認**



# eKYCとは何か？

# eKYC

**広義** : オンライン上で行う本人確認

**狭義** : 犯罪による収益の移転防止に関する法律(※)  
施行規則 第6条第1項第1号ホ～ト

## ※犯罪による収益の移転防止に関する法律(=犯収法)

- ◆ マネー・ローンダリングやテロ資金供与防止を目的として、特定の事業者が取引する際の本人確認等について定められている法律である。
- ◆ 法令の対象となる特定の事業者は、金融機関のほかにも、宝石・貴金属取扱事業者や、電話受付代行業者、弁護士など多岐に渡る。

# 犯収法におけるeKYCの手法

- ◆ 2018年11月に金融庁より法律施行規則の一部改正命令が公表された。
- ◆ 「オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加」として、次の4つのeKYCの手法が示された。

## オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加

※下図は概要です。詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。また、図中の条項は犯収法施行規則を指します。

### 1. 本人確認書類の画像+本人の容貌の画像送信（6条1項1号ホ）



顧客

本人確認書類の画像送信 + 本人の容貌の画像送信

※インターネット上のビデオ通話機能を利用した方法も可。

事業者



### 2. ICチップ情報+顧客の容貌の画像送信（6条1項1号ハ）



顧客

本人確認書類のICチップ情報送信 + 本人の容貌の画像送信

事業者



### 3. 銀行等への照会（6条1項1号ト(1)）



顧客

本人確認書類の画像又はICチップ情報送信

銀行等



銀行等に顧客情報を照会

事業者



### 4. 顧客名義口座への少額振込（6条1項1号ト(2)）



顧客

本人確認書類の画像又はICチップ情報送信

顧客名義口座に少額振込

インターネットバンキングの取引明細画面の画像送信

事業者



出典:「オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加」(金融庁)



身元確認と

当人認証

# 定義

**KYC = Know Your Customer**

**KYC = 本人確認**

**本人確認 = 身元確認 + 当人認証**

**eKYC = オンライン上で行う本人確認**

# 定義

KYC = Know Your Customer

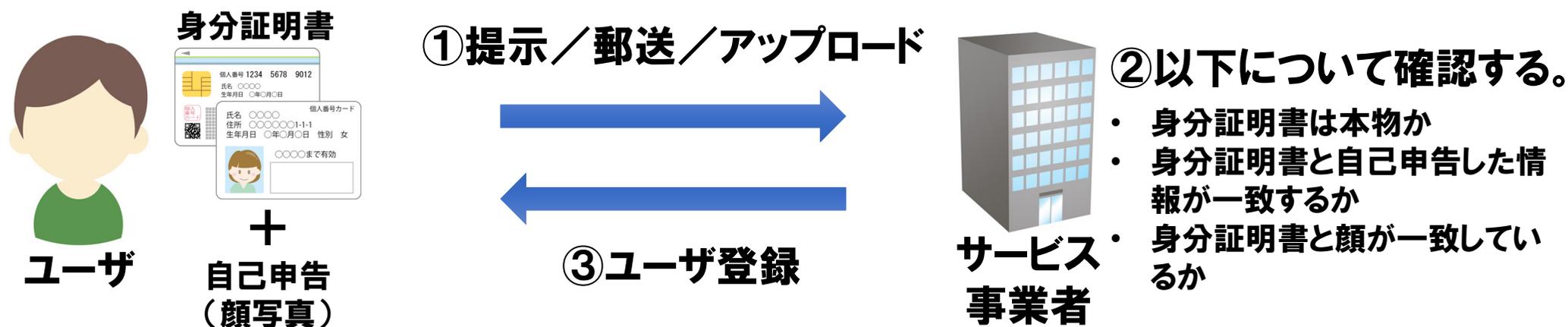
KYC = 本人確認

**本人確認 = 身元確認 + 当人認証**

eKYC = オンライン上で行う本人確認

# 身元確認

身元確認は、サービスを利用するユーザが、実在する特定の存在であることを確認すること。



# 当人認証

当人認証は、ユーザが実際にサービスを利用して  
いることを確認すること。

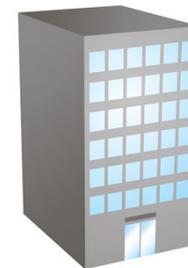


ユーザID  
+  
パスワード

① ID・パスワードを提示／入力



③ 認証



サービス  
事業者

② 事前に設定したID・  
パスワードと一致する  
かを確認

A hand is shown holding a stack of three metal blocks. The top block is marked with the number '1', the middle with '2', and the bottom with '3'. The blocks are silver-colored and have a slightly textured surface. The background is plain white.

身元確認・当人認証には

**保証レベル**がある

# 身元確認保証レベル

身元確認保証レベル=IAL (Identity Assurance Level)

身元確認保証レベル	レベルの定義
レベル1 (IAL1)	身元識別情報(個人等を一意に識別する情報)が確認される必要がなく、身元確認の <b>信用度がほとんどない</b> 。身元識別情報は、自己表明もしくは自己表明相当である。
レベル2 (IAL2)	身元識別情報が <b>遠隔又は対面</b> で確認され、身元確認の <b>信用度が相当程度ある</b> 。
レベル3 (IAL3)	身元識別情報が <b>特定された担当者の対面</b> で確認され、身元確認の <b>信用度が非常に高い</b> 。

出典:「SP 800-63-3」(NIST)、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(CIO連絡会議)より作成

# 身元確認保証レベルごとのイメージ

身元確認保証レベル	イメージ
<p>レベル1 (IAL1)</p>	<p>確認不要、自己申告の登録でOK</p>
<p>レベル2 (IAL2)</p>	<p>サービス内容により識別に用いられる属性を遠隔又は対面で確認</p> 
<p>レベル3 (IAL3)</p>	<p>識別に用いられる属性を対面で確認する必要があり、確認書類の確認者は有資格者</p> 

出典:「SP 800-63-3」(NIST)、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(CIO連絡会議)より作成

# 当人認証保証レベル

当人認証保証レベル=AAL (Authentication Assurance Level)

当人認証保証レベル	レベルの定義
レベル1 (AAL1)	認証要求者が身元識別情報と紐づけられており、認証情報の3要素(知識・所持・生体情報)のうち、 <b>単要素もしくは複数要素</b> を使うことにより、当人認証の <b>信用度がある程度ある</b> 。
レベル2 (AAL2)	認証要求者が身元識別情報と紐づけられており、認証情報の3要素のうち、 <b>複数要素</b> を使うことにより、当人認証の <b>信用度が相当程度ある</b> 。
レベル3 (AAL3)	認証要求者が身元識別情報と紐づけられており、認証情報の3要素のうち、 <b>耐タンパ性を有するハードウェアを含む複数要素</b> を使うことにより、当人認証の <b>信用度が非常に高い</b> 。

出典:「SP 800-63-3」(NIST)、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(CIO連絡会議)より作成

# 当人認証保証レベルごとのイメージ

当人認証保証レベル	イメージ
レベル1 (AAL1)	単要素認証でOK 
レベル2 (AAL2)	2要素認証が必要、2要素目の認証手段はソフトウェアベースのものでOK 
レベル3 (AAL3)	2要素認証が必要、かつ2要素目の認証手段はハードウェアを用いたもの(ハードウェアトークン等) 

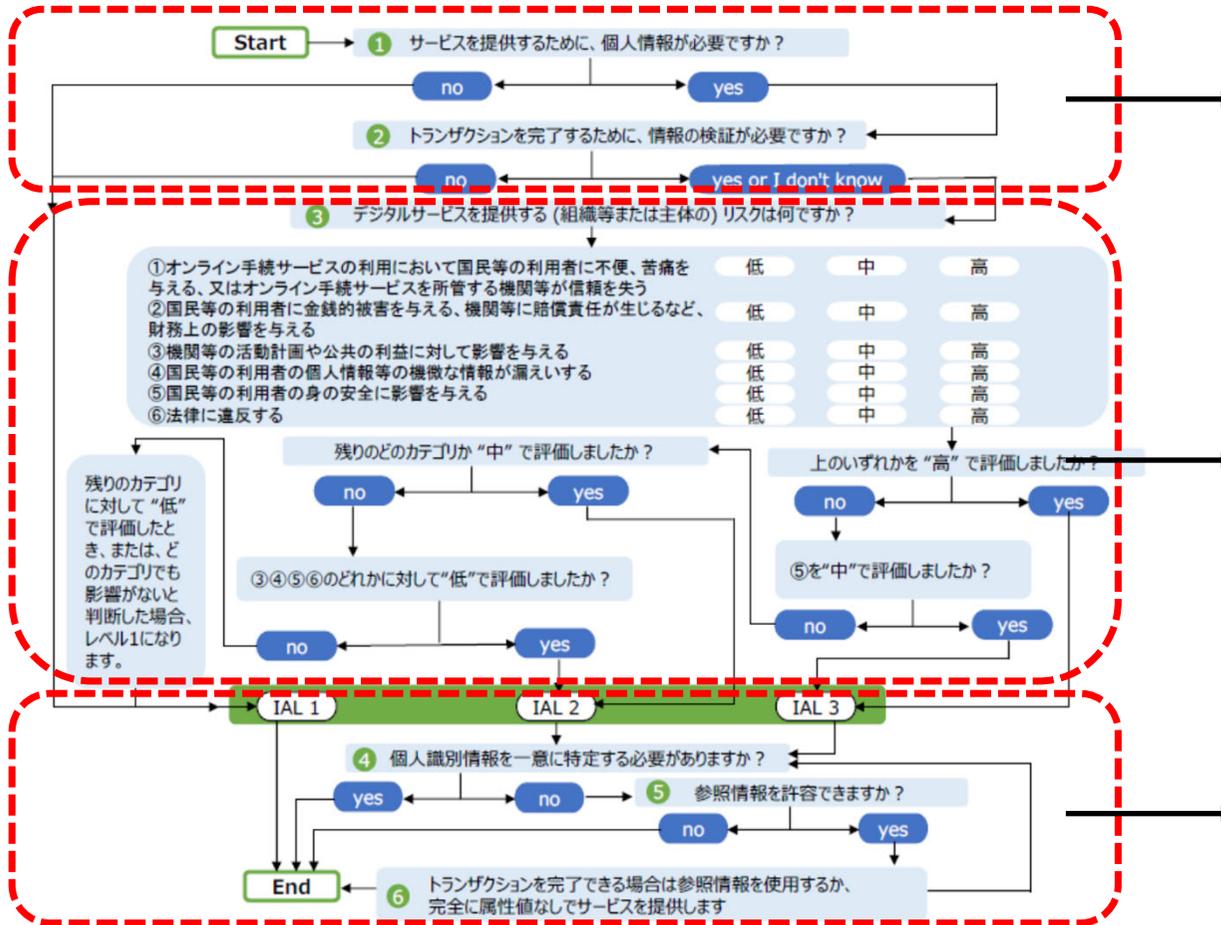
出典:「SP 800-63-3」(NIST)、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(CIO連絡会議)より作成



サービス内容等に応じて

IAL・AAL を設定する

# IALの選択手順



## ステップ①

- どのような情報を取扱うか
- 取扱う情報の検証が必要か

## ステップ②

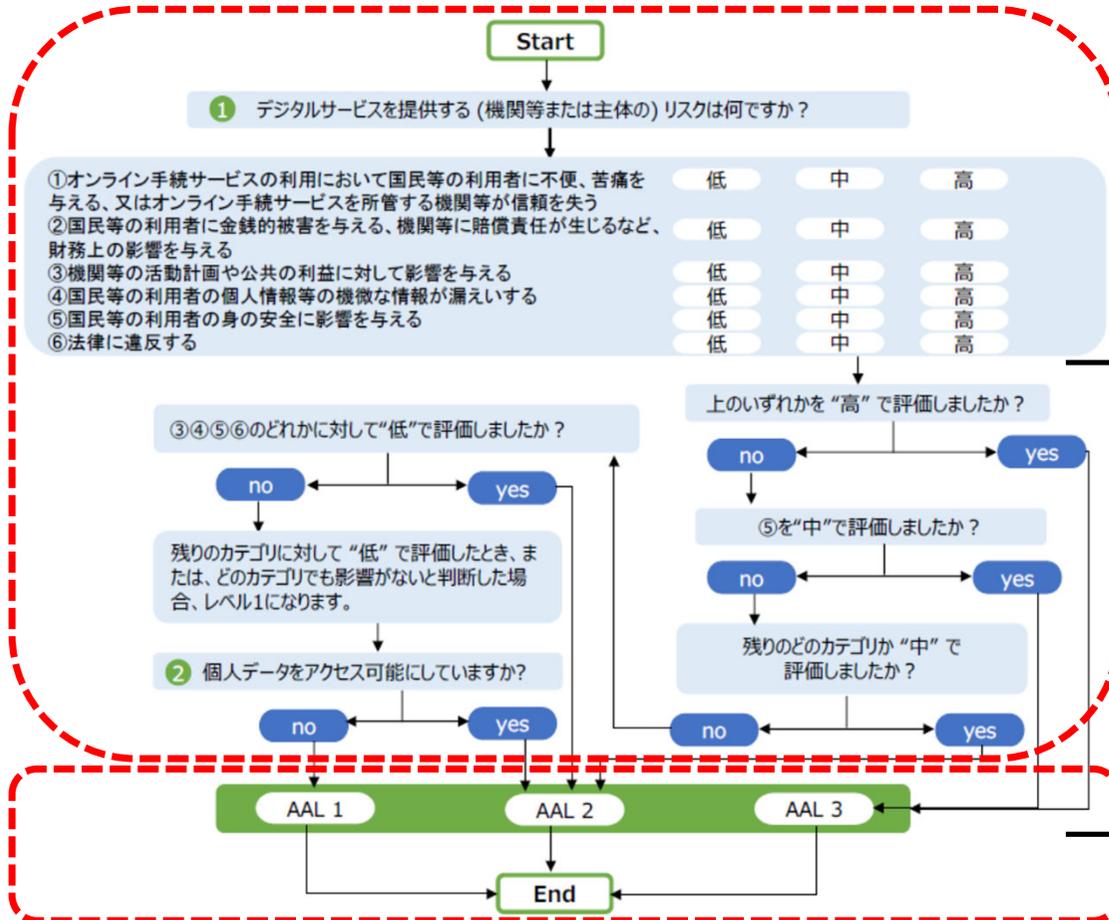
- サービス提供におけるリスクを洗い出す

## ステップ③

- IALを選択

出典:「SP 800-63-3」(NIST)、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(CIO連絡会議)

# AALの選択手順



## ステップ①

- サービス提供におけるリスクを洗い出す

## ステップ②

- AALを選択

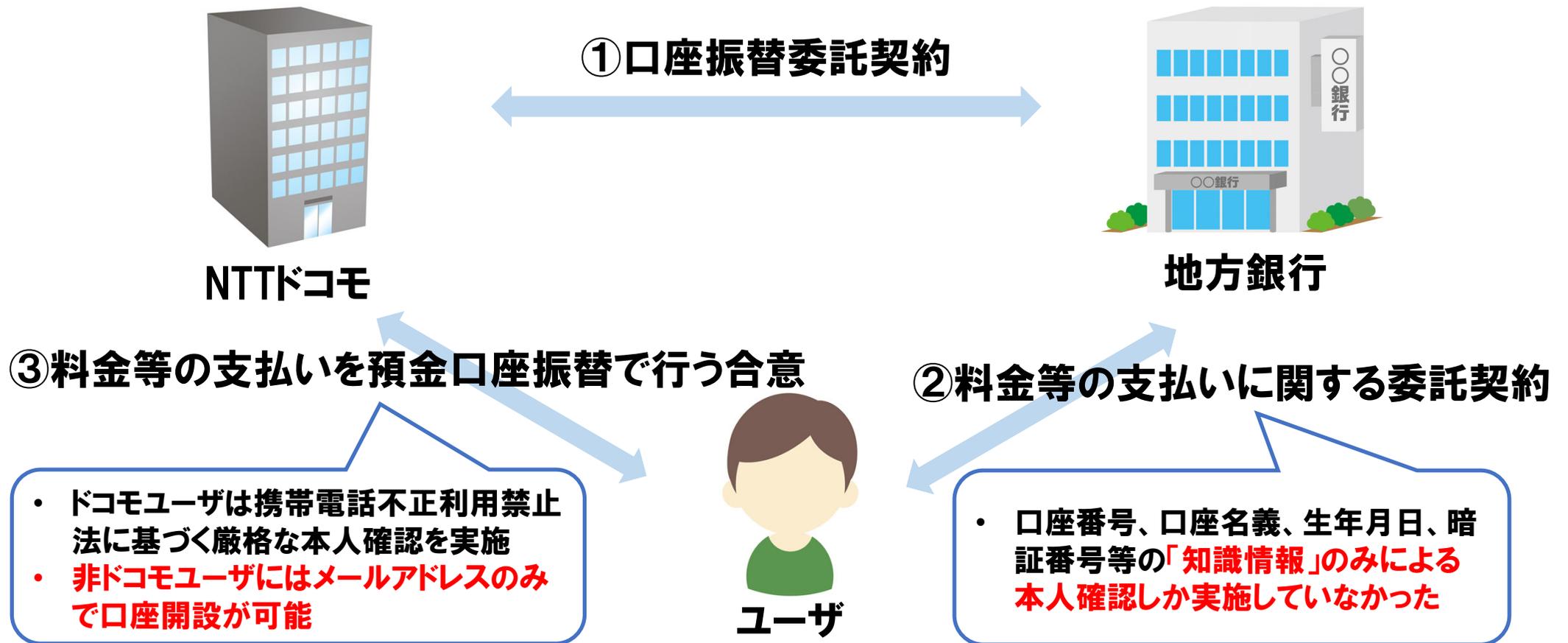
出典:「SP 800-63-3」(NIST)、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(CIO連絡会議)



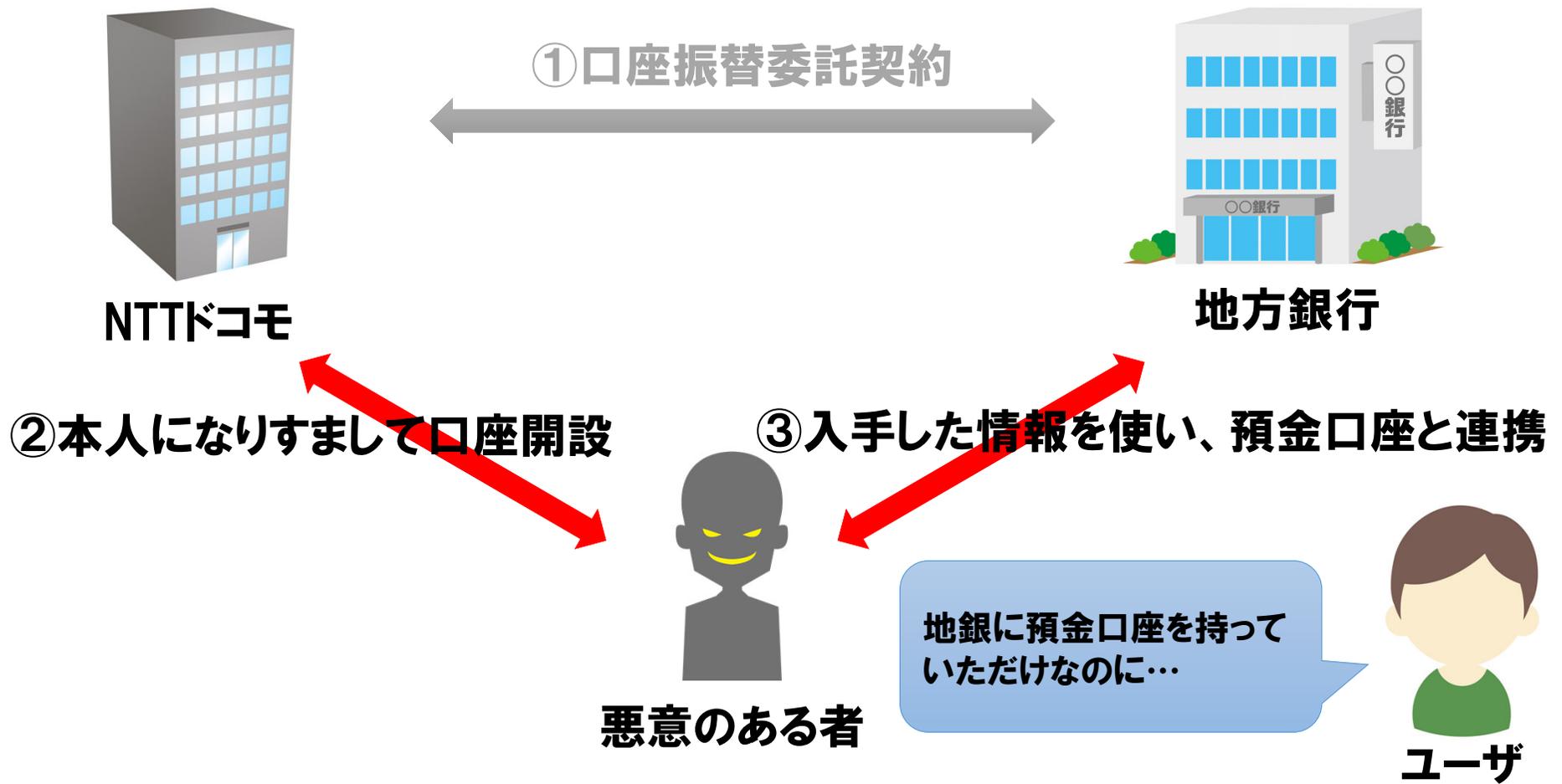
IAL・AALの設定の

**重要性**を考える

# ドコモ口座を悪用した不正出金①



# ドコモ口座を悪用した不正出金②



# 問題点

**資金の移動が起こり得る金融機関との連携・提携事業においては、IAL及びAALは、レベル2以上の対応が求められる。**



**IAL・AALの選択に誤りがあった**

# OpenID ファウンデーション・ジャパン

## KYCワーキンググループ

本人確認(KYC)の現状の課題の分析を通じて、次世代KYCのあるべき姿、法令やガイドラインとして調整・整備すべき事項等の洗い出し・検討を行い、社会実装へつなげていくためのきっかけを作ることを目的として活動している。

### 具体的な取り組み

- ✓ 「サービス事業者のための、本人確認手続き(KYC)に関する調査レポート」  
(2020年1月公表)  
→ <https://www.openid.or.jp/news/2020/01/kycwg-report.html>
- ✓ 「オンゴーイングのKYC」、「次世代KYC」、「法人のKYC」等について整理

# まとめ

- ✓ **本人確認(KYC)にとって、身元確認と当人認証が重要な要素であり、それぞれ3段階のレベル分けがなされている。**
- ✓ **本人確認を有するサービス設計するためには**  
「①サービス内容等に応じてIAL・AALの設定」  
「②レベルに合わせた実装方法を検討」  
「③実装」が重要である。
- ✓ **サービスを利用する側も提供する情報等に応じたリスクを理解し、サービスを選択することが求められる。**  
(決済を伴うサービスは2要素認証が必須 など)

# 本セッションに関するご質問・お問合せ先

**紅谷 昭光 (べにや あきみつ)**

**一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)  
プライバシーマーク推進センター**

[beniya-akimitsu@jipdec.or.jp](mailto:beniya-akimitsu@jipdec.or.jp)

**ご清聴ありがとうございました。**